**平成２８年度　石巻市社会福祉法人指導監査実施計画**

１　基本方針

「指導監査」は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人（以下「法人」という）

が、利用者のニーズに応じた良質で適切なサービスを提供できるよう、適正かつ円滑な

法人運営と体制の確保を図る目的で行うものである。

平成２８年度における指導監査は、社会福祉法、関係法令・通知、「石巻市社会福祉法

人指導監査実施要領」等に基づいて、効果的かつ効率的な指導監査を実施することとす

る。

２　主眼事項および着眼点

　　主眼事項および着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」等の関係通知

並びに前年度の指導監査の結果等を踏まえたものとし、併せて「社会福祉法人チェック

表（運営）」、「社会福祉法人チェック表（会計経理部門）」に反映させたものとする。

３　指導監査結果に基づく重点事項

（１）社会福祉法人の運営管理体制の確立

　　①　諸規程の整備及び規程に基づく運営

　　　　定款、経理規定等、法人運営の基本となる諸規程が整備されているとともに、規

程に基づき適切に運営されているか。

②　理事会・評議員会機能の充実

　　　　理事会・評議員会の要議決事項について十分審議され、適正に議決が行われてい

るか。

　　③　法人の透明性の確保

　　　　法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する

情報提供が適切に行われているか。

（２）会計処理について

　　①　内部牽制体制の確立

　　　　公正な会計処理を確保するため、入出金などの事務処理に当っての複数職員によ

るチェックや会計責任者による現預金残高の定期的な確認など内部牽制体制の確立

が図られているか。

　　②　経理事務の適正な執行

　　　　経理規程や関係通知等に基づき正確かつ明瞭な会計処理・決算事務が行われ、会

計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか。

　　③　契約事務の執行

　　　　物品の購入、工事の契約等については経理規程に基づき適正に行われているか。

また、理事長の専決できる契約金額（上限）及び範囲について、随意契約によるこ

とができる場合の基準を参酌し、規程として整備するとともに理事長専決で行った契

約については理事会に報告されているか。

４　実施期間と実施方針

　　一般監査（実地監査）は平成２８年９月から平成２８年１月にかけて実施し、その指

摘事項のうち特に確認が必要な事項を有する社会福祉法人に対し、必要に応じて確認監

査を実施する。また、その他実情に応じて特別監査を実施する。